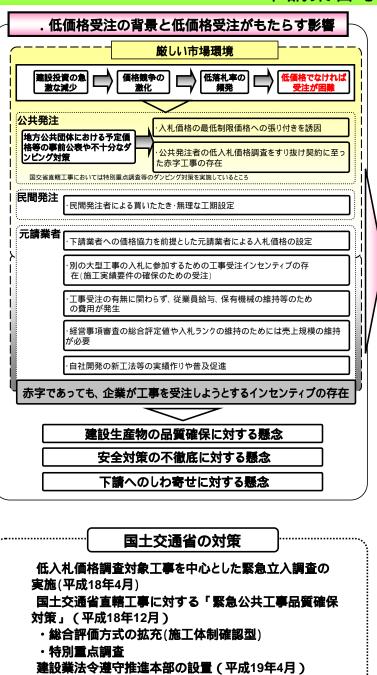
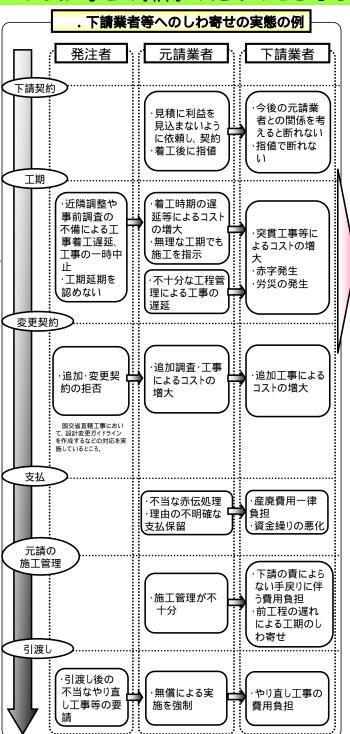
## 低価格受注問題検討委員会報告 概要

~ 下請業者等へのしわ寄せの排除のためのさらなる対応~



駆け込みホットラインの創設(平成19年4月)

建設業法令遵守ガイドラインの策定(平成19年6月)



- . 下請業者等へのしわ寄せ排除のための さらなる対応
- 1 . 法令違反行為の明確化・周知
- (1)工期面でのしわ寄せ等の法令違反行為を明確化するため の建設業法令遵守ガイドラインの拡充・改訂
- (2)下請不適正取引未然防止を図るための、建設業法令遵守 ガイドラインの周知
- 2.法令違反行為に係る端緒情報の収集機能の強化
  - (1)調査対象業者数・対象範囲の拡大、主として下請業者の 立場で回答を求める方法の導入、発注者の不適正行為に 対する情報収集の強化等下請取引に関する書面調査の 見言し
- (2)駆け込みホットラインのさらなる周知
- 3.立入検査の強化・充実
  - (1)最下層の下讀業者から順に調べていくような調査等 立入検査の実施方法の見直し
  - (2)「買いたたき」排除のための立入検査項目の拡充
  - (3)立入検査を担当する職員の建設業経理等に関する能力 向上のための研修等の実施
- (4)合同立入検査の拡充等関係省庁との連携の強化
- ┃4 . 法令違反行為に対する対応の強化
- (1)悪質性の高い不当な下請取引に関する公正取引委員会 に対する措置請求
- (2)公正取引委員会に対する措置請求の対象とならない不当 な下請取引に対する建設業法に基づく監督処分
- (3)(1)、(2)以外の不当な下請取引に対する建設業法に基づく是正勧告・警告、及び公表
- (4)監督処分・是正勧告後のフォローアップ調査
- 5. 下請業者等が講じておくべき対応の周知・徹底
  - (1)会計帳簿等、下請工事の施工等に関する入出金等の 記録・保存
  - (2)契約外追加工事等の価格交渉等に関する時機を逸しない対応
  - (3)建設業者等が自ら行うべき対応に関し行政が周知・徹底
- 6.発注者への対応
  - (1)発注者向けのガイドラインの策定等法律上問題となる 具体的行為の明確化・周知
  - (2)発注者の悪質な行為に対する勧告等対応策の検討
  - (3)予定価格事前公表の見直し等公共発注者における ダンピング対策の充実に対する要請